

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 5 回 相模原市防災会議「防災条例検討部会」				
事務局 (担当課)		危機管理課				
開催日時		平成 2 5 年 8 月 2 9 日 (木) 午後 3 時 0 0 分 ~ 4 時 3 0 分				
開催場所		消防指令センター 4 階 講堂				
出席者	委員	1 1 人 (別紙のとおり)				
	その他					
	事務局	6 人 (危機管理課長、他 5 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会 2 議事 (仮称)相模原市防災条例(答申案)について 3 その他 4 閉会				

主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

### 1 開会

部会を開催するにあたり、事務局から会議資料について説明した。

### 2 議事

事務局から会議の公開の取扱いについて説明した。

全委員承認後、傍聴希望者の有無について座長から確認され、事務局より傍聴希望者がいない旨報告した。

事務局から(仮称)相模原市防災条例(答申案)について説明した。

### 3 その他

委員により意見交換がされた。

「中高層建築物の災害予防策」について、主語は、「中高層建築物の管理者及び入居者」とあるが、管理者というと一般的に管理組合が考えられてしまうので、「所有者」の責務として位置づけてもいいと思う。

「所有者」に対しては、「災害に強い都市基盤づくり」において、個人の住宅などの建築物の維持保全対策等の啓発等を考えている。

「中高層建築物の災害予防策」では、ビルや高層マンションの入居者を対象としており、中高層の建築物の対策として特筆しようとするものである。

「災害に強い都市基盤づくり」における建築物の安全性の向上を目指す項目は、前回は、主語が「建築物の所有者及び管理者」であったが、今回「市」と変わっている。このような記述にすると所有者から安全管理に関して支援しろという話にもなる。建築物の安全管理は本来、所有者の責務であるにも関わらず、これを「市」とした理由は何か。

また、「中高層建築物の災害予防策」の項目と整合しないのではないかと。

資料の説明で漏らしていたことであるが「市民等の取組」の具体的な取組の一つに、「建築物その他の工作物の安全性の維持、向上」を加えたため、「災害に強い都市基盤づくり」を市の努力規定とした。

市の「責務」とされている事項の一つに「地区別や対応別の細部の計画、要領等を策定し」とあるが、これは「責務」を受けて、具体的な「取組」となるのではないかと。こうした「責務」と「取組」の使い分けなど、条例にまとめる際には、よく整理すべき項目が見受けられる。

住宅用火災警報器の取り付けが義務化されたが、普及率はどのくらいか。

一般住宅では7割から8割の率で取り付けられている。

「広域的な受援体制の整備」とあるが、この「受援」という言葉は一般的なものなのか。

受援という言葉は、自治体の防災関係の中では一般化している。神戸市は、阪神淡路大震災で被災した時に広域的な応援を受けた教訓を踏まえ、広域受援計画を策定し、その普及に努めている。本市でも広域的な支援を円滑に受けられる対策を講ずる必要があるため、来年度、受援計画の策定を考えている。

「防災教育」について、学校現場や教育界では防災教育と減災教育という言葉を使っている。「減災」という言葉は使わなくていいのか考えていただきたい。

文部科学省で減災教育を含めて防災教育としている。

「防災教育」に減災の言葉を加えるのか考え方を盛り込むのか教育委員会と調整する。

避難所の運営主体は、避難所運営協議会と明確に記載されているので、地域における自主防災活動の推進主体についても明確に記載する必要があるのではないか。

自主防災組織について、自治会を母体とした組織と定義しており、「事業者の責務」に、事業者は自主防災組織と連携に努めると記載するなど、各所に自主防災組織への参加、連携などを記載している。

「災害時要援護者支援」における個人情報の提供について、自主防災組織の負担を重くするものとの問題意識があったが、自主防災組織以外の機関にも提供されると記載されており評価したい。

「災害時要援護者支援」について、個人情報が提供されることは書いてあるが、厳重な管理を要することは書いていない。個人情報の提供を受ける側の立場、現実を踏まえると、それは理解できなくもないが、今後の運用が難しいテーマであると考ええる。

そうした指摘があることは承知している。

「災害時要援護者支援」については、6月に改正した災害対策基本法の考え方に基づき位置付けている。実際の運用に当たっては、担当課と調整したい。

本日、ご意見をいただいて大幅な変更がないので、このままの条例骨子案で防災会議へ報告できるか。

答申については、本日ご承認していただければ、このままの条例骨子で答申させていただき、本日いただいた意見は法制部門と条例を作成する段階で反映する。「防災教育」に減災の言葉等を加えるかどうかは、教育委員会と調整した時点で対応する。

承認する。

#### 4 閉会

事務局から、今後の（仮称）防災条例制定のスケジュールについて説明した。

- ・ 今回の答申案を9月18日開催予定の防災会議で最終的に確認し、市長に答申という形になる。答申を受けた後、本日の意見を踏まえ、法制部門と調整して文言整理をさせていただく。
- ・ 年末年始にパブリックコメントを実施し、意見を踏まえた最終的な条例案を議会に提案したいと考えている。

以 上

防災条例検討部会 委員出欠名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	市川 宏雄	明治大学専門職大学院長 公共政策大学院ガバナンス研究科長 Ph.D ( 都市政策、都市地域計画 )	座長	出席
2	武井 弘吉	相模原市自治会連合会理事	副座長	出席
3	大谷 静子	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら 代表理事		出席
4	田所 洋子	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会理事		出席
5	山重 ふみ子	相模原市公立小中学校長会役員		出席
6	笹野 章央	相模原市危機管理監		出席
7	出石 稔	関東学院大学法学部教授		出席
8	鈴木 勇次	防災専門員 ( 上溝地区 )		欠席
9	西本 敬	特定非営利活動法人 相模原ボランティア協会		出席
10	松井 潤	キャタピラージャパン株式会社相模事業所 相模総務グループマネージャー		出席
11	菱中 了儀	公募委員		出席
12	堀口 眞	公募委員		出席